

平成 30 年度園児募集要項

学校法人 樋口学園 東百舌鳥幼稚園

1. 募集対象

- 1 年保育児 平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日生まれ 11 名
- 2 年保育児 平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生まれ 15 名
- 3 年保育児 平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日生まれ 125 名

2. 出願手続

願書配布：9 月 1 日（金）から
 平日は午前 9 時～午後 5 時まで
 土日祝祭日は休み

願書受付：10 月 1 日（日） 午前 8 時 30 分から定員になり次第、締め切らせていただきます。

※受付当日は願書に必要事項を記入捺印し、検定料 3,000 円を添えて保護者が入園志望児を同伴して園にお越しください。

3. 選考

願書受付当日

簡単な面接を行いません。即日結果をお知らせしますので、入園許可を受けた人はその日のうちに入園手続きをしてお帰りください。

4. 入園手続き

- 入園許可証、その他必要書類をお渡しします。
- その日に入園金及び施設費を納入してください。（合計 65,000 円）
- 制服採寸日、品渡し日のほか入園までにお越しいただく日をお知らせします。

5. 納付金（保育料ほか）

費目	金額	納付時期	備考
入園金	50,000 円	入園決定時	いったん納入した入園金、施設費はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。
施設費	15,000 円		
保育料	28,600 円	毎月	3 歳児・4 歳児・5 歳児 (年間通じてのプール活動費・給食費・教材費を含む)
バス代	3,300 円		バス利用者のみ

- その他
- ・入園時の制服用品代 約 55,000 円
 - ・遠足代などはその都度集めます。
 - ・5 歳児は毎月卒園アルバム代 1,000 円がかかります。

6. 補助金制度について

堺市に住所を有し私立幼稚園に在園する園児の保護者に対し、次の2種の補助金が交付されます。

(1) 堺市の就園奨励費補助金 3・4・5歳児対象

※この補助金は、文部科学省から経費の一部が助成されています。

基準 平成29年度の市(区町村) 民税の年額		小学生1年生以上の兄弟が(※1)が						
		兄弟が <u>いない</u> 世帯			兄弟が <u>1人</u> いる世帯		兄弟が <u>2人以上</u> いる世帯	
		園児			園児		園児	
		1人目	2人目	3人目 以降	1人目	2人目 以降	1人目 以降	
A	生活保護受給世帯	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	308,000円	
B1	市(区町村)民税が 非課税の世帯	272,000円	308,000円		308,000円			
B2	市(区町村)民税の所得 割額が非課税の世帯 (均等割額のみ課税)							
B3	ひとり親世帯等で、かつ市 (区町村)民税が非課税の世帯	308,000円	308,000円		308,000円			308,000円
B4	ひとり親世帯等で、かつ市 (区町村)民税が非課税の世帯 (均等割額のみ課税)							
C1	市(区町村)民税所得 割額が34,500円+下記 ①+②以下の世帯	139,200円	223,000円		223,000円			
C2	ひとり親世帯等で、かつ 市(区町村)民税が34,500 円+下記①+②以下の世帯	272,000円	308,000円		308,000円			
①平成13年1月2日から平成28年12月31日までに生まれた扶養親族である子どもの人数×21,300円 ②平成10年1月2日から平成13年1月1日までに生まれた扶養親族である子どもの人数×11,100円								

上の兄弟の年齢や世帯の所得に関係なく、3人目以降の子どもは、平成29年度に支払った入園料と保育料を上限に年額308,000円まで支給します。それ以外の方は、下記の表を参照してください。



基準 平成 29 年度の市（区町村） 民税の年額		小学校 1～3 年生の兄姉が					
		いない世帯			1 人いる世帯		2 人以上いる 世帯
		園 児			園 児		園 児
		1 人目	2 人目	3 人目 以降	1 人目	2 人目 以降	1 人目 以降
D	市（区町村）民税所得 割額が 171,600 円+下 記③+④以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円	185,000 円	308,000 円	308,000 円
E	上記以外の世帯	補助対象に なりません	154,000 円		154,000 円		

③平成 13 年 1 月 2 日から平成 28 年 12 月 31 日までに生まれた扶養親族である子どもの人数×19,800 円

④平成 10 年 1 月 2 日から平成 13 年 1 月 1 日までに生まれた扶養親族である子どもの人数×7,200 円

☆補助金額は、年額（平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月まで在園、かつ住民登録をしている場合）で表示しています。

☆園児 1 人に対する補助金額が、園児ごとに実際に支払った入園料・保育料を超える場合は、補助金額を減額して交付します。また、年度途中の入園、退園の場合も、堺市に住所を有する月数や、保育料の支払い月額に応じて減額します。

☆園児の父母以外に、園児の扶養義務者があるときは相互の市（区町村）民税所得割額を合計した額が基準となります。

- ※ 1 兄姉の年齢に上限はありませんが、生計を一にする者に限ります。
ただし、必ずしも同居している必要はありません。別居している子どもがいる場合でも学資金の仕送りをしているなど、生計を一にしていると確認できる場合は対象となります。
- ※ 2 ひとり親の世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯とします。該当される方は、申請書と併せて該当する証明書（写し）が必要です。

(2)

補助金額※補助金額は在園月数に応じて異なります 4・5 歳児：年額 31,200 円 (2,600 円×在籍月数)	堺市内在住の園児
--	----------

私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担(入園料・保育料)の差を考慮し、幼児補助金を算定することになります。

(平成 29 年度実績)

7. 安全対策について

登降園時の誘導員常駐、監視カメラ

保護者来園カード採用

インターフォン・常時正門電子ロック施設

各教室・運動場に非常防犯ベルの設置

定期的な安全避難訓練（火災・地震・不審者侵入）の実施